

令和元年度宮城県青少年問題協議会

日時：令和2年2月5日（水）
午前10時から午後0時30分まで
場所：本町分庁舎（漁信基ビル）702会議室

令和元年度青少年問題協議会 会議録

日 時：令和2年2月5日（水）午前10時～午後0時30分

場 所：本町分庁舎（漁信基ビル）702会議室

出席者：阿部有子委員，久保野恵美子委員，小関美江委員，小林純子委員，佐々木友康委員
佐々木奈緒子委員，館田あゆみ委員，梨本雄太郎委員，大森克之委員代理（小松環境
生活部次長），伊藤哲也委員代理（武田子ども・家庭支援課長，福田子育て社会推進
室長），伊東昭代委員代理（千葉教育次長），沼田光二委員代理（千葉少年課長）

欠席委員：秋田敦子委員，伊勢みゆき委員，伊藤宣子委員，水本有紀委員

関係課室：9課中8課出席（欠席：国際企画課）

傍聴者：0人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 百井副参事兼課長補佐（総括担当）

2 あいさつ

挨拶：小松環境生活部次長

3 委員紹介

4 協議事項

- (1) 平成30年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について
- (2) 青少年の健全な育成に関する基本計画の策定について（諮問）
 - ・策定スケジュールについて
 - ・策定方針案について

あいさつ

小松次長 皆様おはようございます。本日はお忙しい中，朝早くからお集まりいただきまして，本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

また，青少年行政の推進に当たりましては，日頃から格別の御協力をいただきまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

本協議会でございますが，青少年の育成等に関する総合的な施策の樹立につき必要な重要事項を調査し，御審議いただくために，また，古く昭和28年から設置されている附属機関でございます。

本県の青少年施策に関しましては，本協議会での審議を経て作成されました「第二次青少年の健全な育成に関する基本計画」お手元にあります緑の冊子でございますが，こちらに基づき実施しております。

各施策の実績や進捗状況を取りまとめまして，毎年度本協議会に御報告した上で，公表しているところでございます。今回は，昨年度，平成30年度の施策の実施状況につきまして，委員の皆さまに御報告し，御意見などをいただくこととしております。

また，この計画でございますが，令和2年度，来年度に終期を迎えることとなっております。全面的に改定をさせていただきまして，新たな計画策定を進めることとしております。

本日の会議では，新計画策定のスケジュールや策定の概要などを説明させていただきたいと思っております。委員の皆さまの様々な御意見をいただきながら，新たな計画を策定していきたいと考えておりますので，御協力をよろしくお願い申し上げます。

皆さま御承知のとおりでございますが，現在の青少年の抱える問題は大変多岐にわたっております。いじめ，虐待，不登校，ひきこもり，貧困などが複雑に絡み合っており，家族の問題も含めて，深刻化しており，早急な対応が求められているところでございます。県といたしましても，引き続き関係機関と連携いたしまして対応に取り組んでまいります。

委員の皆さまには，本日の議題に対して忌憚のない御意見や御提案などをいただき，活発

な意見交換をさせていただきたいと考えております。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 それでは、これより議事に入ります。宮城県青少年問題協議会条例第5条の規定により、これからの進行につきましては、梨本会長にお願ひいたします。

梨本会長 それでは座ったままで失礼いたします。

これから議長をつとめさせていただきます。

本日は事前に書類をいただき、皆さまに事前に御検討いただきました。事前の質問でしたり、要望などを出し、事務局の方で関係課室から回答をもらい、それが資料にまとまっております。そういう前提があつての本日の会議になります。

本日の議題が大きく2つございまして、1つは、「平成30年度の青少年の健全な育成に関する施策の実施状況」の御報告が1つ、もう1つは「青少年の健全な育成に関する基本計画」について、これは来年度で計画の終期を迎えることから計画改定の審議を行う必要があるというものです。

(1) 平成30年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について

梨本会長 それでは、議事を進めたいと思います。平成30年度の施策の実施状況について、資料ごとに議論することになります。時間もかかるとお思いますので、各資料について、御覧になりながら、議事(1)平成30年度の青少年の健全な育成に関する施策の実施状況について、事務局から説明をお願ひいたします。

事務局 事務局の共同参画社会推進課 鞠古でございます。よろしくお願ひいたします。

「平成30年度青少年の健全な育成に関する施策の実施状況(案)について」資料1を用いて説明させていただきます。失礼ながら座って説明させていただきます。

はじめに、表紙裏面の目次を御覧ください。IからIVまで、大きく4つに分けておりますので、まず、「Iはじめに」から「II青少年の現状について」1ページから12ページまで続けて説明させていただきます。

では、1ページを御覧ください。

この報告書は、県の「青少年健全育成条例」第13条の規定により、県が毎年度、実施した施策の内容を取りまとめ報告書として作成するものであり、内容は「青少年の健全な育成に関する基本計画」(緑の冊子)を元に、平成30年度における主要指標事業の達成状況や県の青少年関連事業について掲載しております。その公表に当たっては、本日の青少年問題協議会で御意見をいただいた上で、その後公表としていることを記載しております。

1ページ下の枠の中ですが、現在の計画の前身である第一次計画(平成18年度からの10年計画)を平成22年度に中間見直しし、その後平成28年3月に現在の第二次計画として策定したという流れを図としたものがございます。

2ページから3ページには、第二次計画についての内容説明となります。計画の詳細については、緑色の冊子に掲載しておりますが、概要は資料1(1)にまとめてございますので、この概要版で説明いたします。

上段の真ん中から御覧ください。この計画は「青少年健全育成条例」に規定する青少年の健全な育成のための基本計画として策定しております。また、国の「子ども・若者育成支援推進法」に規定する都道府県の「子ども・若者計画」として位置づけるとともに、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」や「宮城県教育振興基本計画」等の青少年育成支援の関連計画との連携を図るものとしております。なお、子供の医療・保健の他、子育て支援、学校教育の視点など、より専門的な事項については、県の他計画等との重複を避ける観点から、この計画には記載していない場合がございます。

計画期間は平成28年度からの5年間で、対象は、0歳から概ね30歳代までとしております。

資料1に戻りまして4ページを御覧ください。ここから12ページまで「II 青少年を取り巻く現状について」関連する統計数値を掲載しております。項目によっては、全国の

数値のみのものもごございますので、御了承いただきたいと思ます。

まず、4ページ(1)少子化の進展では、30歳未満人口や、下の段の出生数及び合計特殊出生率を全国値と比較して掲載しており、本県でも全国と同様の傾向で少子化が進展している状況です。

5ページ(2)は、インターネット社会の進展として、こちらは全国の調査結果となっております。白黒で区別が見にくくて大変恐縮ですが、特にスマートフォンの利用率、4本中左から2本目が、小学生は34.8%、中学生は62.6%、高校生は93.4%と非常に高くなっております。

下の段、保護者の取組ですが、フィルタリングはの利用率を26年度から比較したものです。こちらも小さいですが、右から2つ目、こちらは29年度まで横ばい状態でしたが、30年度は36.8と下がっております。

6ページ(3)雇用環境の変容では、完全失業率、完全失業者数、雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合と3つのグラフを掲載しております。いずれも全国の調査結果ですが、上の段の「完全失業率」は、ここ数年は低下傾向にあること、また中段の15歳から29歳の若者の完全失業者数は、平成12年以降減少しております。下の段、雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は、15歳から24歳、25歳から34歳共に、ここ数年、緩やかに下降傾向が続いている状況です。

続いて7ページを御覧ください。上のグラフ、若年無業者の数は、こちらも全国の数値になりますが、平成30年度の調査では、前年と年齢階層ごとの人数は同様で、合計53万人となっております。また、下のグラフ、フリーターの数は平成30年度では合計143万人と、前年に比べ9万人の減少となっております。

次に8ページを御覧ください。(2)本県のひきこもりの相談件数の推移ですが、県の各保健福祉事務所及び県の精神保健福祉センター内にあります「ひきこもり地域支援センター」及び民間委託している「センターの南支所」での相談件数の推移となります。下の注釈にも載せておりますが、ひきこもりの相談については、対象者の年齢別統計はとっていないため、この数字には40歳以上の方の相談件数も含まれていることから、若者の状況だけではないこと、また、ひきこもり地域支援センターの設置時期が26年度ということもあり、そこから数字が大きく増加しておりますので、こちらは参考値として御覧いただければと思ます。

その下(3)本県のいじめ・不登校・高校の中途退学についてです。このいじめの認知件数が県と9ページの全国値、下の段の不登校出現率、10ページの高等学校の中途退学者率まで、それぞれの数値を掲載しておりますが、高水準で推移している状況となっております。

続いて11ページ(4)県内の少年非行については、上段、本県の刑法犯少年の再犯率は、平成30年については、前年より2.6ポイントの減少、下段の(5)薬物事犯については、昨年に引き続き、各事犯とも検挙人員は0人となっております。

12ページを御覧ください。(6)児童虐待については、県児童相談所の相談件数についての数値になります。平成30年度については、前年度から167件(約23.0%)の増となっております。

最後に(7)我が国における子供の貧困率については全国の調査で3年ごとの数値になり、公表されているものは27年の数値が最新となりますので、昨年度と同じ表となります。こちらでは、24年には過去最高の16.3%でしたが、27年には2.4ポイント低下し、13.9%となっております。

また、子供がいる世帯の相対的貧困率としては、大人が2人以上いる世帯と比較し、大人が1人の世帯の相対的貧困率が非常に高い水準という結果となっております。

ここまでについては、以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。

ここまでの事務局の説明に対して、御質問や御意見などがありましたらお願いします。

最初のところですので、データなど現状の確認ですので、だいたい御承知いただいたということで。今回かなり資料が多いので、順番に区切って説明しておりますが、また後で質問も受け付けるということで先に進めてよろしいですか。

佐々木(友)委員 1つ確認してよろしいでしょうか。

9 ページの本県の不登校出現率で、高校の要因は、無気力の傾向があるということですが、小中学校はどういった要因が見られるのでしょうか。参考に教えてください。

義務教育課 義務教育課がお答えいたします。

小学校・中学校とも不登校の要因は非常に複雑で多様ではございますが、長欠調査等県独自調査によりますと不安の傾向があるというところが多くなっております。特に人間関係に係る要因がきっかけとなって不登校になる子、あともう1つは学業の不振というところで勉強がわからないという要因で不登校になると報告されております。

梨本会長 いろんな事情が絡み合っている問題だと思っておりますが、佐々木委員今の回答でよろしいでしょうか。

佐々木(友)委員 人間関係とは学校生活における人間関係ととらえてよろしいですか。

義務教育課 そうです。

梨本会長 ほかに12ページまでの内容で御質問、御意見いかがでしょうか。

各委員 質問なし

梨本会長 それでは、13ページ以降の主要指標の状況について説明していただくことにしたいと思います。分量がかなり多くなっていますので、柱ごとに分けて、その都度御質問、御意見を伺いながら進めさせていただくことにします。

まず「柱の1すべての青少年の健やかな成長を支援する」の項目について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 それでは、はじめに主要指標全般についてご説明させていただきます。

はじめに、15ページの一覧を御覧ください。

指標の設定につきましては、様々な事業の中から、一定期間の進捗を図るものとして、第二次計画を策定した際に、御覧の指標に設定しております。

指標によっては、目標値を既に達成したものと状況が変化したものでございますが、令和2年までの計画期間につきましては、継続的にこの指標で進行管理を進めて参ります。

15ページの一覧表では、前年度(29年度実績)と比較し、令和2年度の目標値に近づいたものは、進捗度の欄が◎、29年度と比較し変化がないものは横向きの矢印、目標値から遠ざかったものについては下向き矢印で表示しております。なお、目標値を達成したものについては、網掛けをして色を付けております。これより、柱ごとに指標の目標値に対する進捗状況や、目標値から遠ざかった指標について、説明させていただきます。

また、16ページから30ページまでは、15ページの主要指標の個別の状況について、番号順に掲載しております。

この個別状況については、昨年度のこの協議会での御意見を反映いたしまして、今回から表の一番下のところに【全国平均値等との比較】欄を設け、全てではありませんが、比較ができる指標について記載をしておりますので参考にいただければと思います。

それでは、15ページ、柱Iの重点施策1及び2について、主なものを説明させていただきます。

「重点施策1 青少年な豊かな心と健やかな体の育成」の項目では、主要指標番号1から8まで8つの指標となっております。

このうち、前年度より目標値に近づいたもの又は目標を達成しているものは3指標でございますが、このうち「3 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率とのかい離」については、小学6年生は前年度より下回りましたが、中学3年は目標値を達成しております。

「5 平日に家庭等での学習時間を確保している児童生徒の割合」については、小学校、中学校共に前年度よりポイントが上昇いたしまして、学習習慣の定着が徐々に図られていると考えられます。

一方、目標値から遠ざかった指標は5指標あり、そのうち「1 児童の朝食欠食率」に

については、全国平均値と比較すると下回っておりまして、年々悪化傾向にあります。今後とも子供の生活習慣を個々の家庭の問題としてではなく、社会全体の問題として地域一丸となって改善を図るために、「みやぎっ子ルルブル推進会議」の取組をより一層、推進していく必要があるとしております。

なお、重点施策1に関連する各種事業については、資料1の31ページ番号1から33ページの番号22までの事業を展開しております。

次に、15ページの「重点施策2 青少年の社会参加・職業的自立の促進」の項目では、主要指標番号9から13まで5つの指標となっております。

5つの指標のうち、前年度より目標値に近づいたもの又は目標を達成しているものは4つ指標あり、このうち「9 県内に配置されたJETプログラムによる学国語指導」については、前年度に引き続き、目標値を達成しております。

職業的自立の促進のところでは「12 新規高卒者の就職内定（決定）率」について、前年度より0.1ポイント上昇と、企業の高い採用意欲を反映し、高い水準を保っています。

また「13 新規高卒者の3年後の離職率については、前年度より0.4ポイント減少し、年々減少傾向にあるものの、依然として全国平均と比較してやや高い状況が続いており、引き続き関係機関との連携を図りながら、定着支援に取り組んでいく必要があります。

なお、重点施策2に関連する各種事業については、34ページ番号23から36ページの番号44までの事業を展開しております。

柱Iにかかる説明については以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。

3つの柱の6つの重点施策でいうと1番目と2番目をご説明いただきました。事務局から御説明いただきましたが、関係する部署のほうから補足説明はありますでしょうか。

特にございませんか。

それでは、委員の皆さまからただいまの御説明の内容についての御質問、御意見を伺いたいと思います。その点については、事前に質問、要望を委員の皆さまから出していただいて、今日別冊の資料のほうに担当課からの回答もまとめていただいております。

質問した方はそれも見ていただいて、追加で質問がありますでしょうか。

事前質問の資料もあるので、目を通すだけでも大変ではありますが、何かないでしょうか。

事前質問だと小林委員からの質問多いようですが、私個人的には中学生、高校生の学習時間にこんなに短くていいのかと共感するところがありますが、小林委員いかがですか。

小林委員 本人の意欲がなかなか乏しいというのものもあるのかもしれませんが。先ほどの不登校の出現率でもありましたが、学業の不振というところもありました。学業不振になる原因の基のところを詰めていかないと本当の対策にはならないのではないのでしょうか。事前質問の回答では中学3年生の部活動のことも書いてあるのですが、そのバランスをどうふうにとっていくか。あとは家庭の状況で学習ができる環境でないということも聞こえてきます。そのような環境整備と取り組みやすい家庭、家庭で難しければ他の場所を作るとかそう意味では高校生の居場所、図書館から閉め出されていた時期もありますが、落ち着いた環境で学習ができる場所設定することも考えなければと思っていたところでした。

梨本会長 ありがとうございます。

今、おっしゃったように環境整備の問題や、そもそも何のために学ぶのかというテストのためというだけではなく、自分がこれから社会に出て行くにあたって、今自分が勉強していることがなぜ自分のためになるのか子どもたちがきちんと理解して納得して自分から意欲的に学習することが大切だと思います。

担当する部署から回答をお願いします。

千葉教育次長 教育次長の千葉でございます。

ただいまの御質問につきまして、環境整備のことについては、こういうこともあるだろ

うなと思います。学校によっては、特に高校については、放課後に教室を開放している学校もございます。環境整備にはそれぞれの学校において取り組んでいるところでございます。

学習の意欲については、後ほど出てきますが、「志教育」ということで、小中高通じて行っておりまして、自分が将来どのような人間になりたいのかということをしかりと、小学校の段階からやっていくということで、県教育委員会としても、そういった先人集を作成し、指導者向けの指導集を作ってやっているところでございまして、学習の動機付けについて、しかりやっていきたいと思っております。

小林委員 様々な努力をなさっているのは承知ですけれど、昔は子供たちの状況が（学力・生活ともに）平均的な子供の数が多いのでひとコブの山だったのが、今は平均が少なくて平均以上のプラスの子と、平均以下のマイナスの子が多いという、2コブになっていると現場の先生からお聞きします。ですので、それを受けとめて、自分で考えていけるお子さんと、次々と困難を抱えるお子さんがあるということを考えなければならない、というところで、教育と福祉が一致してやっていくことがあると思っております、決して教育の問題だけではないと思っております。

梨本会長 ありがとうございます。

柱のIについては、事前の質問、要望ということで、佐々木委員と阿部委員からもいただいておりますが、回答を御覧になって何か新たにありますか。

舘田委員 指標の7ですが、現役進学率達成率の全国とのかい離の部分で、平成30年度が0.4%で前の年の2.3%と比べるとすごく落ちている様に見えますが、何か原因があるのでしょうか。それとも数字的に見ると実はたいしたことがないのかお伺いしたいです。

梨本会長 それではこれは高校教育課でしょうか。お願いします。

高校教育課 高校教育課の三宅と申します。よろしく申し上げます。

進学達成率につきましては、数値としては、各生徒の希望する進路、進学先ではなく、希望した進路というところが達成できたかどうかというところの数字でございます。こちらのほうですが、できれば右肩上がりといったほうが望ましいのですが、実際には、年による推移するということがあります。このあたりの要因といったところは、各学校の状況に応じたものがあるので、全体としてこうといったところはなかなか難しいのです。ただこちらについても実は今までお話が出ているような、何のために勉強するのか、自分はこれからどういう風に生きていくんだというところ実は大きく関わってくるものと理解しております。そのあたりを踏まえて、学校とともに指導の工夫とか学習の工夫とか、そういったところが進学達成率に実はベースになっていくことだと思いますので、今後も注力していきたいと思っております。

舘田委員 ありがとうございます。

大学進学率が全国平均と比べて、あまり高くないとお伺いしていたので、そこら辺にリンクするかどうか気になります。

大学に進学したかどうかでその後の生涯賃金にどんどん影響が出てくるということを知ることがありますが、進学率とこの数字はあまり関係ないと考えていいのでしょうか。

高校教育課 進学率となると本人がどういった意向をもっているかに関係なく、4年制大学に進学した、あるいは短大に進学したという形になっております。進学達成率というのは、今申し上げたように、自分がこの進路にいきたいといったことが達成できたかということになりますので、全くリンクがないわけではございませんが、実は生徒個人の目標達成ということを見る上では、進学達成率が適していると思っております。

梨本会長 ありがとうございます。

子どものこと、人生を長い目で見ると、卒業してすぐに次の進路が決まるということは、

順調であるということで、いいことでもあるように思いますが、正直いうといろいろな回り道をして最終的に幸せになったり、望ましい生き方をすることができれば、それでもいいのかと個人的には思います。しかし、やはり現役で進路に進学できるということは、高校としてきちんと責任をもって御指導されているということの表れであると思いますので、この数字自体は意味があるかなと思います。また今あったように各校の状況に合わせて取組を進めていただきたいと思います。

では、ほかにこの柱Ⅰに対して何かありますでしょうか。

阿部委員 青少年の社会参加についてなんですが、少年の主張などここに書かれていることはすべて大切だと思いますが、一部のリーダーとか、代表する子供にかかわること、それから直接人に接するのではなく、文章をネットで出すとか、社会参加の基本は多くの人に生で接することが、社会参加の基本だろうと私は個人的に思っていますが、そういうものに触れられていない、ここに書かれているところには見られないです。それから多くの子供たちが、学校に通うみんなに参加するような社会参加の形ここにはない、みんなでというような関わり方が載っていないのですが、実施されているのであれば教えていただきたいです。

梨本会長 ありがとうございます。

担当の部署もいろいろかと思いますが、それぞれ御担当の事業等で今のものに関連するものがありましたらご説明いただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局からも様々な施策の中のどこが該当していると御説明いただければありがたいです。

基本的には、どこのページのどの施策についてというよりは、重点施策2の全体にかかわって、もっとほかにも有意義な施策を、社会参加の仕方があるし、県の施策としても行っているかもしれないということについての御質問だと理解しましたが、いかがでしょうか。

最初のご説明にもありましたが、県の施策全部が入っているのではなく、他の計画に入っているものは抜かれて、ここに紹介されているということは理解できるのですが、今、阿部委員にご指摘いただいたように、やはり青少年の社会参加といったものがどのような状態かと捉えていくかという時に、やはり大事なことがあるのであれば、そこをきちんと把握した上で経過を見守りたいと思いますので、今回の資料に入っていないことも含めて、県として進めているといったことがあれば御説明ください。

事務局 共同参画社会推進課です。

資料1の34ページに重点施策2のところの青少年の社会参加の促進といった事業が書いてありまして、いろいろな課がそれぞれ事業を展開しておりまして、当課でいいまして、青少年の意見募集とありまして、広く若い人の意見を県の施策に反映するために募集しておりますし、さきほどありました少年の主張大会ですが、それは、全ての中学生を対象に募集し、県代表が今年度は全国大会に参加しております。青少年のための宮城県民会議の地域活動の紹介や、家庭の日のあいさつ推進事業でしたり様々な事業を行っており、34番の宮城県みどりの少年団育成とか子供たちが興味を持てるような活動をしております。

義務教育課 義務教育課でございます。

当課で開催しております、「いじめ問題を考えるフォーラム」というものがございます。

昨年度と今年度は中学生を対象に、各校の「行きたくなる学校」づくり、いじめのない学校づくりのために、私たち生徒自身に何ができるのかということをお市町村からの代表が話し合ひまして、それを全体に発信し、そのフォーラムでの話し合ひを基に、各校は自校でできるということを取り組んでおります。それが、指標でいいまして「18 児童生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したと答える学校の割合」というところになります。それにつきましては、昨年度中学校の9割以上の学校から実践事例が集まりまして、それを参考に今年度も行っております。

今年度のテーマは、自分たちの取組を地域に広げていくためにはどうしたらいいだろうとテーマで話し合ひまして、今、現段階で各校が取り組んでいる地域とともに進んでいる事例を待っているところでございます

梨本会長 ありがとうございます。

今のお話は柱Ⅰではなく、柱Ⅱの重点施策4の指標18にある事業を説明いただきましたけれども、そういった分類の仕方、整理の仕方自体が3つの柱や重点施策にまたがっていて、関連があると思います。

重点施策2に戻りますが、青少年の社会参加や職業的自立の促進といったときに、学校で身近な問題を解決することが青少年の社会参加につながる意味を持つと、なかなか見えにくいところもありますので、資料自体の課題なのかなと思います。

ほかに御質問はありますでしょうか。

各委員 (質問なし)

梨本会長 では、先に進んだ上でまた何かありましたら戻ってきたいと思います。

次に柱のⅡ困難を有する青少年やその家族を支援する。の項目に係る主要指標について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 柱Ⅱの重点施策3及び4について主なものを説明させていただきます。

「重点施策3 困難を有する青少年やその家族への支援」の項目では、指標番号14から16の3つの指標のうち、2つの指標が目標値より遠ざかりました。

「14 不登校児童生徒の在籍者比率(出現率)」と「15 不登校生徒の在籍者比率(高等学校)」については、前年度よりポイントが上昇しており、引き続き不登校の未然防止・早期発見・早期対応に向けての取組を重点的に行うとともに、不登校生徒の状況を的確に把握し、再登校に向けての取組や社会的自立を図る多様な学びの場を確保し、充実させていくことが必要としています。

「16 地域若者サポートステーションにおける新規登録者数」の指標については、前年度より増加しておりますが、無業状態にある若者が1人でも多く自立できるよう、支援対象者の掘り起こし等、他支援機関とのより一層の連携が必要としています。

なお、重点施策3に関連する各種事業については、37ページ番号45から41ページの番号78までの事業を展開しております。

15ページにお戻りください。「重点施策4 青少年の非行や被害の防止・保護」の項目では、指標番号17と18の2つの指標のうち、「18 『児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進した』と考える学校の割合」については、小・中共に、令和2年度目標値を達成しています。各学校において、児童生徒がいじめ問題を自分たちの問題として捉え、児童会や生徒会の活動等で取り上げるなど主体的な取組を推進しており、いじめ問題を考えるフォーラム開催を契機としている傾向が見られるため、今後もその機運を高めていくよう、啓発を行っていく必要があります。

「17 里親等委託率」については、前年度より上昇しており、里親やファミリーホームへの委託が推進されている状況だと思えます。

重点施策4に関連する各種事業については、42ページ番号79から44ページの番号103までの事業を展開しております。

柱Ⅲに関する主な指標の状況については以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。

事務局から説明がりましたが、担当部署で補足の説明はありますでしょうか。

それでは委員の皆さまからの質問も別冊にありますので、こちらも事前の御質問と担当課からの回答もありますので、そちらも合わせて質問をお願いします。

小林委員 質問をいくつか出せていただいて、お返事をいただいて、「やっております」「やっています」という返事です。本当に努力していることはわかります。しかし、宮城県の不登校出現率はずっと高いままです。私はこれにとっても危機感を持っています。

私は17年前から子供たちの話を聞くチャイルドラインを運営しておりますが、その中でも自分自身に対しての不安ということが非常に子供たちの中で大きく、話を聞いて欲し

いだけだという子供が70%以上います。ということは、周りの人になかなか自分の気持ちを打ち明けられないんだなと思います。そのような不安な中で、自分の自尊感情がどんどん低くなっていて、電話をかけてくる子供はなかなか現実が上手くいかないタイプの子が多いからだとは思いつつも、これからの子供たちは大丈夫だろうか、特に男の子の問題が心配です。意外と男の子のほうがかけてくる率は高いです。ということは、自分の弱みをまわりに話せないということが多いのではないのでしょうか。

もちろんいろんなことはやっていると思いますが、それが届いているのでしょうか。そこにもう少し光を当てて、これから令和2年の新しいプランになったとき、もう少し現実的にどの部分で子どもたちが悩んでいるのか、どこに手を伸ばせばいいのか、「場所をつくりました、でも本当に一部の子供たちしか来ない」とか、そういうことではなくて、一人一人に寄り添った支援をどのように展開していくことができるのかを話していけたらなと思います。

実はここには載ってないかもしれないですが、私が関わらせていただいている生涯学習課の人権教育の研修会とかセミナーは地道なことですが、毎年3、4カ所で医療関係者とかPTAの方とか学校の先生とか、そういったところで子供の権利についてお話させていただいております。その積み上げということが宮城県では出てきていると思うんですが、小さいときからの自分の権利とか自分自身に自信を持つとか根っこができていく、そのようなをしていかないと青少年になって、いろんなことをしてもすごく難しいのではないのでしょうか。宮城県緊急事態を発令するくらい子供の問題が大変なのではないのでしょうか。

梨本会長 ありがとうございます。

非常にいろんな問題に関わってくるところです。先ほど出たように家庭の問題もあれば、勉強時間の問題のように図書館などの環境も関わってきます。子供の声に耳を傾けてくれる方が家庭や学校以外にも、例えば専門機関で相談を受けてくれるいいのですが、専門機関でなくても地域の子供のまわりにいる方にも関わってきて、とても難しいなと思います。

どこの担当というよりは、様々なところに関わってくるようなものだと思いますが、今の小林委員の質問というか問題提起について、県として回答いただければと思います。

千葉教育次長 今回の不登校の問題については、教育委員会としても非常に危機感を抱いているということはず申し上げたいと思います。

その中で数値だけの話だけすると、年間30日休みますと不登校ということでカウントされるということで、年間30日と言いますと、35週の授業のうち、週に1回ずつ休んでしまうと不登校になってしまいます。数字が本当に子供たちの悩みを反映しているのかというのは、我々もわからない部分もあるんですが、逆に数字に表れない悩みも多いのではないかと考えております。もちろん数字がどうのというわけではありませんが、不登校の問題については、ありとあらゆることをしていきたいと思います。

その中で原因については、実は調査では学問の問題とか家庭の問題とか友人関係とか大きなくくりではやりますが、具体的な本当に何かというところまでは、なかなか入りこめない世界があります。個別の相談で自分の悩み打ち明けるとかそういうことでないと、なかなかわからないということもあります。

学業の話とかは学校のほうでフォローしていくこともできますが、1番難しいのは家庭の問題だと言われると、なかなか教育委員会、学校としては入りこめないものがあります。生涯学習課のほうで「親の道しるべ」という親に対して理解してもらいましょうということをやっているわけでありまして、いろいろ手を変えやっているわけですが、なかなか決定打を打ち出せないところが正直なところですが、危機感として当然持っておりますし、全国的に見ても宮城県が高いということは重々承知しております。とにかくやっていくことはありとあらゆることをやっていきたいですし、民間を含め相談窓口をしている方の協力を得ながら少しでも不登校が減って、学校に来られるお子さんが増えるということをやりたいと思います。

梨本会長 ありがとうございます。

先ほどの話の中に人権教育研修会の成果が出てきているのではないということもありましたが、主催は生涯学習課ですか。担当者が御出席でしたら、そのあたりも教えていた

できればと思います。

生涯学習課 生涯学習課の松崎と申します。

成人教育の中に位置付けている人権教育として大人向けの指導者向けの研修を行っています。それは、将来教員を目指す大学生対象であったり、看護学生対象であったり、もちろん学校の教員、そして保護者対象の大きなセミナーというものもやっておりますが、この部分だけでというのではなく、全ての根底に人権教育はあるべきだと思っております。小林純子委員は人権教育の委員もお願いしているのですが、全ての人権に関わる課室や関係機関との連携が必要だと思いますし、まず家庭の中の人権教育が1番大事だと思います。

先ほど千葉教育次長からもありましたが、親の学びの場の提供や、親になる前の段階での学習の場というものも提供しております。いずれにしても人権教育の重要性というのは強く訴えていきたいと思っております。

梨本会長 ありがとうございます。

講座をして、年間何回くらい開催して、参加者がどれくらい集まって、参加者から「有意義だった」とか評価をもらうことも講座の成果ですが、先ほどあったように、学んだことを家庭に戻ってから生かしているかどうか、具体的に子供たちの問題解決のほうにちゃんと繋がっているのかどうかというところまで主催する側も見ていただけるといいかと思っております。実施した事業の直接的な、すぐに出てくる成果だけが成果ではなくて、実際の問題解決にきちんと結びついているかを見ていただければと思います。

久保野委員 久保野でございます。

施策3と4について、要望1つと質問2つですが、要望の観点から、柱のⅡ困難を有する子どもとその家族となっていて、今も話題になっておりますが、青少年と家族と両方入れて支援することはとても良い目標の立て方だと思っております。前々回でしたか、かなり対象年齢が広いので、どういう年齢でどういう問題があるのか、この施策はどのような年齢層でターゲットにしているのかを意識するのが適切ではないかと申し上げたんですが、こちらの柱Ⅱのほうは、どちらかというところと低年齢の青少年が対象になっていて、家庭の問題と密接に深くということが大切だと思っております。

それに関連しまして、施策3と4の振り分けというか関連について、ほかもそうだと思いますが、施策3と施策4の特に関連が深いというか関連を意識して質問や議論をしていただくと、今後に向けて説明や議論していただきたいという要望です。例えば関連施策の中で、例えばちょっと気になりますのが、43ページあたりに載っています、92番、96番の養育相談でしたり、広く家庭や児童に関わる問題について広く相談に応じるというのが施策4に入っているのですが、施策4は非行や被害の防止・保護で、施策3はより一般的な家庭の支援となっています。私の理解としましては、確かに非行防止ですとか児童、子ども青少年が被害から保護されるということは重要であると思っておりますが、その一方で最近の考え方では、非行にしても被害の防止にしても相互に密接に関連して、その背景には、非行した青少年を責めれば良い、制裁をすればいいというものではなく、背景にある事情や、社会、経済状況、家庭環境に立ち返って考えるといった考え方が深まっているのではないかと思います。そうすると、「施策4 青少年の非行や被害の防止・保護」に着目する際に背景にある施策3との関連ですとか、より繋げて施策ができるといいのではと思われました。これが要望です。

2つ質問ですが、載っていて見落とししていたら教えてほしいんですが、1つが養育費確保について、子供の貧困率が大事な問題として取り上げられていますが、養育費確保の問題について、基本的には家族、私人間の問題とは思いますが、行政に関わるという動きが結構出てきていますが、県でもあるのか教えてください。

もう1つが以前も質問したかもしれないが、生活困窮者自立支援法により生活困窮者自立支援制度が様々な制度の狭間に落ちかねないワンストップ窓口として期待され導入されていると思うが、様々な施策が紹介されている中で、青少年が家庭とも関係して抱えている問題状況をできるだけ繋げていくという制度があるのか、例えば生活困窮者自立支援制度が関わっているかないか、別の制度が関わっているのか教えてください。

梨本会長 ありがとうございます。

まず要望については、計画の枠組みということですので、よろしく願います。

事務局 要望として委員からいただきましたことについて、次期計画に反映できるように考えていきたいと思えます。

梨本会長 質問の養育費のことについて、関係課室お願いします。

武田課長 子ども・家庭支援課でございます。

養育費の確保について、県で具体的に行っていることとすれば、母子父子の相談員を各保健福祉事務所に配置して相談対応していますことと、センターがありますが、そこで相談でしたり、弁護士の方をお願いして相談に対応していただいております。基本的には相談対応となっております。

梨本会長 もう1つの生活困窮者支援については、いかがでしょうか。

久保野委員 例示として生活困窮者支援制度を出しましたが、教育や福祉についても、相談に行ったけど担当ではなくて、別の相談窓口を紹介されたとか、どこに行ったらいいのかわからないみたいなそのようなことにどう対応しているのかお聞きしたいです。

事務局 直接的な回答にはならないかもしれませんが、子ども・若者育成推進法という内閣府の法律がありまして、各自治体に地域協議会を設置するようになっており、宮城県では、県と石巻圏域に協議会を設置しております。また、石巻圏域においては、子ども・若者総合相談センターを設置しており、その中に持ち込まれた様々なあらゆる相談について、協議会を構成する関連機関等と連携してワンストップで相談対応をしているという状況です。

梨本会長 石巻圏域以外ではどうなっているのでしょうか。

事務局 石巻圏域以外では、なかなか対応できる法人がなく、あれば相談しながら設置したいと考えております。

小林委員 情報提供になりますが、事前質問で回答をいただいた再就職支援について、社会的養護で児童養護施設や里親の元で暮らした子供たちが躓いたときのアフターケアを県と仙台市から受託してやっておりますが、若年の離職について、支援がなかなか難しく高卒ならまだいいのですが、中学校卒業しか免許を持っていない、しかも中学校も十分に行っていないので、読み書きもできない子供がやっと就職しても仕事やめたら家もなくなるという子供たちを支援しております。

その事業は、一般社団法人パーソナルサポートセンターという生活困窮者支援を行っているところと共同体を作ってやって、最終的にはそれに頼らざるを得ない、大人も子供も一緒ですが、問題は18歳で家を借りることができないという難問に直面しているのです。そういった生活困窮者の支援の窓口を宮城県の各地で市町村から委託されたり、県から委託されたりしているところがカバーしております。生活困窮者支援の1つに学習支援というのが入っています。生活困窮者支援に入っておりますので、なかなか教育とのリンクが難しいというところがありますが、だいぶ利用されるようになっていきます。生活保護を受ける子供、若者も増えていて、この協議会にもそういった課の方も来ていただければと思います。

梨本会長 今出たことについては、この計画の中にどう位置付けたいのか事務局で整理していただいていいでしょうか。

次期計画に向けての課題ということにします。

柱Ⅱについて、ほかに質問等ありますか。

小 関 委 員 来年度以降に新しい計画を作るといことですが、不登校の問題で相談員を増やしたりということもありますが、予防の観点から子供を支援できる仕組みを入れていただくといのかと思います。

少し具体的なのですが、私共の団体で「高校生居場所カフェ」という取組を行っておりまして、昨日も河北新報にも横浜のパノラマさんの記事が載っていましたが、こちらは予防の観点からみた取組です。先生も大変な中で子供を見てくれていると思うのですが、問題が起こってから対処するのではなく、学校生活の中で子どものSOSに気づくための活動です。第三者が学校内に入って行って、学校でもない、家庭でもないサードプレイスとして居場所を作っています。子供は相談員を増やしてもなかなか相談はしにくいのではないかと思います。相談室という箱の中ではなく、普段の生活の中から声をキャッチするということが必要だと思います。私どもは震災以降、石巻で高校生の在学支援に実際行っているのですが、雑談でもなんでも話を聞いてくれる身近な存在として訪問をしています。今後の計画として、予防の観点を視野に入れていただけるといいのかなと思います。

また困難を有する若者、家族の支援ということところで、気になるのが家族、特に母親のことです。最近起きる痛ましい事件では母親の孤立が原因になって起きているように思っています。上手くいっていない理由が母親に焦点が当たっているように思えて、本人がそう思うと苦しいと思いますし、でも声を上げて相談できるところがなかなか見えにくいのではないかと思います。気軽に相談できる窓口が広く周知して頂けるといいと思います。

梨 本 会 長 ありがとうございます。

今の御質問について、担当する部署からこういったことをしているよとありますでしょうか。

福 田 室 長 子育て社会推進室でございます。

委員さんから子供の居場所づくりの御支援を行っていただいていると聞いて、本当にありがたいなと思います。小林純子委員の方からも事前質問で貧困率について、県で調査しないのかとございましたが、回答については、書いてあるとおりですが、対策について、宮城県は、貧困対策が社会福祉課が行っております生活困窮者支援に偏りがちでございましたので、来年度、子育て社会推進室で、貧困対策として子供の居場所づくりを全県下で、実は宮城県は貧困対策が全国と比べて非常に手薄な状態ですので、社会福祉法人さんやいろいろなNPO法人さんですとかお力をお借りしながら居場所づくりをなんとかしていけないかと思っています。子ども食堂ですとか、夏休みとか長い休み期間に立ち寄って、委員も言いましたが、ちょっと相談できる、自分が困っていることを全部相談できなくてもそこにいけば大人が話を聞いてくれる、そういった居場所づくりをしたいと考えております。まだ決定したことではないので、ここで「やります。」とまだ申しあげられないのですが、皆さんと協力して行っていきたいと検討しているところでございますので、情報提供として申し上げます。

事 務 局 母親からの相談窓口ということで、共同参画推進課で男女共同参画も行っておりまして、男女共同参画相談室で電話相談を随時受付しております。母親だけではなく、女性の方からの相談をなんでも受付しておりますので、そういったところを広く周知して、相談体制を少しでも充実させていきたいと思います。

梨 本 会 長 ありがとうございます。

先ほどの委員のお話で、問題が起こってからどう対応するのかわけだけではなく、未然防止の方も大事だということもありましたので、この計画の中で柱のⅡだけではなく、柱のⅠにも関わってくると思います。そこに結びついている事業もたくさんあって整理も難しいところですけど、新しい計画を作成する際に改めて確認していただければと思います。

佐々木(友)委員 意見ということで、不登校関係ですが、先ほど話で、不登校の定義がありましたが、不登校傾向の子供たちがもついていると思います。そうすると数字以上に潜在的な子供たちもたくさんいるのではないかと想像できます。

ただそういう子供たちに対応するのは、身近な現場の教員、あとは組織としての学校体制というところで、施策の中で本当に人的なマンパワーの保障や、あとは様々な研修といったところもありますが、こういう先生、現場の教員を支える部分もあっていいのではと思いました、実際取り組んでいるのは、現場の教員、学級担任なんです。

そのサポートも必要だと思います。そして、今の時代学校だけで解決できるものではないので、どこかの中に関係機関との連携という一文があると幅広くできるのでないかと思います。あとは先ほどから出ているひきこもり、不登校の子供たち、実は子供たちも悩んでいます、家族も心を痛めています。その家族を支える施策もたくさんありますが、例えば不登校に関する家族で1つの項目立てるのも1つの方法かもしれません。難しいところもあると思いますけど、家族への支援というところで、相談事業も複数あると思いますし、なかなか相談まで来られる家族はまだ力があると思います。そこまで来られない家族に対しては、訪問支援とか様々な施策をしているのでこれがすぐ答えが出るかと思いますが、そういった家族支援のところでも1つ項目を立ててこういった取組を行っていると一緒に考えていくのもいいと思いました。

最後に教えてほしいのですが、義務教育から高校に入るときの繋ぎの部分でなにか取り組んでいることがあれば教えていただきたい。

千葉教育次長 まずお答えになるかわかりませんが、連携というのは本当に大事だと我々も思っております。

不登校に関して申しますと、学校の教員の先生が1番詳しいわけですが、それ以外にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとかそういった学校の教員でない方を配置して相談に乗るようにしております。保護者の相談も受け付けているわけですが、やはり学校や教育委員会が設置していると言うと親はなかなか相談に行きたがらないというわけですし、そうすると福祉部門との連携となってくるのかなと思います。家族からすると学校で起こっている悩み事を学校が設置していることに相談するという事は、普通は考えられない、秘密は守りますからどうぞと言っても難しいということは思っています。

そういったことで、今いろんな相談窓口も増えますので、教育委員会としてもお願いしながらやっていきたいですし、生徒の未然防止として今年の夏から半年間ですが、LINEと使った相談を高校中心でしたがやってみました。それですと、夏休み終わるときが高校生が1番悩みが多いときで、もう休もうかなどうしようかなと、行きたくないタイミングだということですが、あとは冬休みの終わり頃ですが、そういった時に直接人に会わなくても相談できるということを今年やってみました。成果も踏まえて今後も考えてまいります。

義務教育と高校の繋ぎということは担当課から説明いたします。

義務教育課 では、義務教育課からお答えいたします。

義務教育と高校教育の繋ぎというところで、今現在真っ最中ですが、「心のサポート専門監」という役職を義務教育課、高校教育課、特別支援教育課を兼任する形で置いております。現在、仙台市を除くこととなりますが、すべての学校の中学3年生で90日以上欠席している生徒のいる学校を回っております。そして校長先生から進路、義務教育が終わったあとのような進路を考えているか等を伺いながら、保健福祉部と繋いでいただくように直接働きかけるといったことをしております。

また「申し送り個票」というものを作成しております、そういったものを使って確実に次の段階に引き継いでいただくよう直接お願いしております。現段階で「申し送り個票」を使った不登校児童生徒の引き継ぎは、ほぼ100%やっております。

梨本会長 ありがとうございます。

心のサポート専門監というのは、何年度から行われていましたか。

義務教育課 平成28年度からです。

梨本会長 では、成果というものも出始めていますか。数値との関係はいかがでしょうか。

義務教育課 サポート専門監が回ったことによって不登校が減少するという事はないですが、それまで、義務教育と高校教育の繋ぎというところが学校任せになっていたところがあるので、このように徹底することによって、確実に引き継がれているという事は言えると思います。

梨本会長 ありがとうございます。

価値のあることをやっているのので、次の計画には入れていただきたいと思います。

では、時間も進んできましたので、次に進んでまた必要であれば戻ってくるということにして、柱のⅢに移りたいと思います。

青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する。について、事務局から説明をお願いします。

事務局 柱Ⅲの重点施策5及び6について説明させていただきます。

「重点施策5 青少年を支援するネットワークづくり」の項目では、指標番号19から25までの7つの指標となります。

そのうち、7つの指標のうち、4つの指標が前年度より目標値に近づいております。

「22 地域学校協働本部設置市町村数」については、平成29年度から新たに9市町村に設置され、計14市町村と徐々に目標に近づいております。

「14 10日以上授業公開日を設定している学校の割合」については、小学校、中学校、高等学校で前年度より上昇しましたが、目標値には達していないため、今後も計画的に授業公開の機会を増やす取組を進めていくこととしております。

なお、先ほども話に出ました「20 子ども・若者支援地域協議会設置市町村数」については、指標策定時には市町村単位での協議会の設置を推進し目標値として設定しておりましたが、市町村で設置できることに法律ではなっておりますが、現在は、県全体の協議会開催と県内4圏域において、実務者担当者部会を開催し、保健福祉分野や市町村、地域で活動している民間団体などにお集まりいただき、横のネットワーク強化推進に向けて、圏域ごとに開催しております。石巻圏域はそのほかに、石巻圏域2市1町の「子ども・若者支援地域協議会」設置と「子ども・若者総合相談センター」をNPOに委託して、平成30年7月から設置しております。事業自体は柱Ⅱの重点施策3に関連しております。

重点施策5に関連する各種事業については、45ページ番号104から46ページの番号118までの事業となります。

最後に「重点施策6 青少年を取り巻く社会環境の整備」の項目では、指標番号26、27の2つの指標を設定しておりますが、「26 携帯電話のフィルタリング機能利用割合（高校生）」については、前年度より上昇したものの、増加率は小さく、目標値にはまだ開きがある状態でございます。携帯電話単位でのフィルタリングサービスの定着や学校におけるフィルタリングについての啓発活動を進めまして、フィルタリング利用率の向上にある程度つながったものと考えられますが、今後も進めていきたいと考えております。

「27 インターネットの安心安全利用に関する講話の実施件数」については、前年度より6件減少しており、共同参画社会推進課の事業のみの件数を記載しておりますが、同様の事業といたしまして、47ページの120番県警の少年課さんでも小中学校で「情報モラル教室」を数多く開催されておりますので、こちらも合わせて御覧ください。そのほか、重点施策6に関連する各種事業については、ご覧の47ページ番号119から121の事業となります。

柱のⅢに関する主な指標の状況については以上でございます。

以上、Ⅰ～Ⅲの全体をまとめますと、27の主要指標のうち、16指標で（59.2%）で上昇が見られ、うち5指標（18.5%）で目標値が達成されました。説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

梨本会長 今の説明について、教育委員会等関係課室で何か補足説明がありますでしょうか。

では、事前の質問と回答について、そちらも含めて御覧いただき、柱Ⅲに関わる御質問御意見について、お願いたします。

館田委員 施策6の「青少年を取り巻く社会環境の整備」のところですが、今御説明ありましたように、講話の数が少ないのではないかという話を以前もしました。警察の方でもたくさん行っているということですので、次の計画策定のときになるかもしれないですが、様々なNPO団体やボランティア、一般企業の方々の御協力や連携した値も含めることで目標の数値に近づけると思っています。冒頭でうたっているとおりの、県だけでやるものではなくて、社会で関わる、みんなでこれを進めていきますと宣言をして、いろんな方々がやったことも成果の数に入れていくという考え方をされてもいいのではないのでしょうか。

意見ですが、ICTの問題は、青少年問題の観点から言うと、どうしても悪いところ、悪影響のあるところをどうやって防いでいくかという観点になっております。その観点は社会問題として重要ですので、引き続きやっていく必要があると思っております。ただ、ICTはどんどん進み普及していきますので、もっと良い面を活用する、良い利用の仕方を広める、といった社会環境の整備も考えていただいたほうが良いと思っております。

さきほど千葉教育次長から、LINEをやってみましたという話がありましたが、若い方の中には、電話や、面と向かって会話のできない人がたくさんおります。ですが、非常に優秀で、ネット上では大人より立派なやり取りができる若者もたくさん知っています。今後、電話相談という形式は少し敷居が高いと感じる人も増えてくると思っております。ネットの世界ならもう少し軽く相談できるのではないかと思います。IT業界としてもネットの相談の仕組みについて様々な検討をしているところです。人との直接の対話も大切ですが、例えば引きこもりの人などは、人ではないものとやり取りすることで、今まで声を上げることが出来なかったことを相談可能になったりするのかなと思っております。

子供さん達のなりたい職業の1位がYouTuberという、ICT業界にいても衝撃的な最近の調査もありますので、我々大人もICTに寛容になって、どうやったらいい使い方になるのか整理していくことも必要ではないかと思っております。計画のほうの意見になってしまいました。

梨本会長 ありがとうございます。

柱のⅢと次期計画に関する話でしたが、何か御説明などありますでしょうか。

千葉少年課長 昨年の県内における青少年の性被害は、児童買春、児童ポルノ、青少年健全育成条例違反があり、その半数以上がSNSの利用に起因するものとなっております。

全国的にはSNSの利用に起因する誘拐事件の発生も見られますので、県警としても危険意識を持ってインターネット安全利用の広報啓発に取り組んでおります。

いろいろなケースを見ておりますと、性被害にあった青少年のうち約9割がフィルタリングを利用していないという実態があります。

携帯電話販売店でフィルタリングを設定しても、後から子供に頼まれて保護者がフィルタリングを解除してしまうケースが散見されますので、子供への教育だけではなく保護者と一緒に広報啓発をしていく必要があると思っております。

警察では、携帯電話事業者と協働するなどして、学校等においてインターネット安全利用教室を実施し、児童生徒に対してインターネットの危険性を広報しております。

今の時期は、ちょうど新入学準備等の時期で、学校等で保護者の方々への様々な説明会が開催されておりますので、その機会を利用し、インターネットの安全利用に関する講話をさせていただいているところです。

梨本会長 ほかに委員から何かありますでしょうか。

事務局 先ほど次期計画の話がありましたが、様々な課題に対応するためには、行政だけでは対応できませんので、県のほかの計画にも民間との協働と書いております。

次期計画についても、出来るだけ民間との連携、協働等で力を合わせて素晴らしい計画ができるようにと考えております。

あと、電話相談を当課でも行っておりますが、今の時代ネットでの相談も需要が高いと思っておりますので、勉強、研究しながら対応していきたいと思っております。

貴重な御意見ありがとうございます。

梨本会長 ほかに柱Ⅲでなにか御質問や意見はありますか。

佐々木(奈)委員 事前質問で対応すれば良かったのですが、26ページの指標20のことですが、こちらの社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者となりますが、例えば、例としてどんな方たちを言うのかと、目標数値を出しておりますが、達成のあてはあるのでしょうか。

梨本会長 では、担当課はどこでしょうか。回答をお願いいたします。

事務局 指標20番の子ども・若者支援地域協議会の件ですが、さきほども少し触れましたが、子ども若者育成支援推進法で各自治体で支援地域協議会とできれば総合相談センターを設置しなさいと規定しております。「困難を有する子ども・若者」ですが、これは、ひきこもり、不登校、就業等に問題を抱えた若者とか家族関係も含めた問題を抱えた方、また生活困窮者などありとあらゆることを含めて困難としております。

石巻圏域に設置しています、総合相談センターの相談件数は、去年7月から12月までで、671件ありました。今年は4月からですので、それ以上の相談が見込まれております。複合的、複雑に絡み合っている問題を簡単には解決できない問題の場合は、地域支援協議会の指定機関が寄り添って、伴走型での支援をしながら解決に向けて対応しております。

目標値について、令和2年度に5市町村ということですが、現在が圏域ごとに対応しておりますので、市町村ごとに作っていただけるように働きかけは行っていますが、圏域の協議会に市町村が参加していただいて、圏域で対応していこうと思っております。ですので、目標値とはかい離した動きに今現在はなっております。

梨本会長 ありがとうございます。

先ほど話題に出てきた社会生活を円滑に営むことに関わる問題、例えば対面で話ができない若者がいれば深刻な問題だと考えてしまいますが、そういう場合でもネットを通したり何らかの配慮や工夫があれば円滑に社会生活を営むことができるというのは、なかなかおもしろいと思います。

若者の抱えている課題や困っていることが何なのかということが、年上世代や役所の常識とは大きく違っているのかもしれない。次期計画を策定する際にそういう視点で検討できればいいと思います。

ほかに何かありますか。

長時間にわたり、早足で進んできましたので、見落としているところや、全体に対して御質問、御意見ありますか。

資料も多岐にわたっていますので、あとで読み直して質問等が出てきました事務局に問い合わせをしていただくこととしてよろしいでしょうか。

委員の皆さまから様々な御意見がありましたので、これらも取り入れて県として施策を取り組んでください。

事務局から説明もありましたが、実施状況については、今日のことを踏まえて、事務局で調整していただいて、公表用の資料としますので、よろしくをお願いいたします。

では、議事の(1)につきましては、ここまでとさせていただきます。

(2) 青少年の健全な育成に関する基本計画の策定について (諮問)

梨本会長 議事(2)に入りたいと思います。「青少年の健全な育成に関する基本計画の策定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 共同参画社会推進課から説明させていただきます。

皆さまのお手元に配布しております、資料5緑の冊子ですが、現行の計画になります。

現在第二次計画ということで、1ページ目に策定に当たってということで計画期間が平成28年度から令和2年度までの5年間という計画になっております。このことから来年度中に次期計画を策定する必要が出てきております。

青少年健全育成条例第11条第3項の規定に基づいて、本日次期計画の策定に向けて本協議会に諮問をさせていただいております。委員の皆さまの机の上に諮問書の写しを配布させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

続いて策定スケジュールについてですけど、資料2を御覧ください。スケジュール(案)となっております。左の欄に本協議会の対応、右の欄に県の対応となっております。左の本協議会の欄を御覧ください。次期計画の策定に当たっては、このあと説明いたしますが、本協議会の基本計画調査部会を設置しまして、具体的に策定作業を進めてまいります。調査部会の開催については、この資料2の協議会の欄の黒丸で示しております、3月と6月、10月の計3回を調査部会の開催を予定しております。本体の協議会については、本日も含みまして、8月、11月、12月の計4回を予定しております。11月に中間案、12月下旬に最終案に協議させていただくことになっております。令和3年の1月に知事に対して答申していただきたいと思っております。

右の欄の県の対応につきまして、本協議会の協議に合わせて、県庁内部の会議を開催しますとともに、11月には県議会常任委員会への報告、県民から広く計画についての意見を聞くパブリックコメントを同じく11月に開催することにしております。最終的には2月に次期計画案を県議会に提出して、3月の議決後に計画を公表したいと思っております。

次に本協議会の調査部会について、資料3を御覧ください。宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会設置要領に基づき、基本計画調査部会を設置いたしまして、調査部会委員としてご御覧の5名の皆さんにお願いすることとしております。

本協議会の委員の中から3名、臨時委員として学校・教育現場から1名、不登校、ひきこもりなど若者支援にあたられている団体から1名で計5名の方に調査部会をお願いしております。3月1日付けで任命させていただく予定でございます。

次に資料4を御覧ください。計画の策定方針について説明させていただきます。

1の策定の趣旨でございますが、御存じの様に、今の青少年を取り巻く社会環境は年々変化しており、子供の貧困、児童虐待、いじめや不登校など1つの問題だけではなく、複数の問題が複雑に絡み合い、深刻な状況になっております。さらには、東日本大震災で被災した青少年の継続支援など取り組むべき問題が山積している状態です。そのことから青少年を取り巻く環境の変化や新たな問題に対応する施策を盛り込んだ新たな計画を策定するという事です。

2の性格、位置付けですが、青少年健全育成条例に規定する本県の健全育成政策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定いたしますが、現行計画同様に子ども・若者育成支援推進法に規定する県の子ども・若者育成計画としての位置付けも併せ持った計画とする予定になっております。

3の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの現行計画と同様の5年間で予定しております。

対象と基本理念と施策の方向性については、4、5のとおり、大綱をベースにし、本県の青少年の現状に合わせて重点施策や関係事業について展開していく予定であります。

ここで資料4-1を御覧ください。現行計画から次期計画への策定の考え方を示した素案でございます。たたき台となります。左側は現行計画の基本理念と青少年育成の3つの柱と6つの重点施策を記載しております。そして右側には平成28年に内閣府で作成した「子ども・若者育成支援推進大綱」の内容を基本とした新計画のイメージを記載しております。基本理念は現段階においては、現行のものを継承することを想定しております。新計画の策定にあたっては、真ん中に記載しております子供の貧困や児童虐待など先ほど述べました少子化やインターネット社会の進展など青少年を取り巻く社会環境の変化への対応を反映するとともに、真ん中下段に記載しております、平成28年に内閣府で作成した子ども・若者育成支援推進大綱や県の将来ビジョン、震災復興計画、青少年の育成支援に関する各種計画等の連携など様々なことを考慮、反映した形で新しい計画を策定していきたいと思っております。なお、内閣府の大綱が平成28年2月に作られたものですが、現在、国でも令和2年度中の完了を目指して新しい大綱を策定作業中ですので、内閣府の策定作業中の情報も入手、把握しながら新計画に反映させていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

梨本会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、御質問や御意見はありますでしょうか。

久保野委員 調査部会の委員について、その形で進めていくことには賛成ですが、名簿の2番と5番の委員が所属している団体について、簡単にどのような団体で委員に選定したのか説明をお願いします。

事務局 2番のチャイルドラインみやぎさんについては、本日も御参加いただいております小林委員が代表の団体です。電話相談や様々な相談をしておりますので、子供の課題や情報に生で触れられているということで、子供の問題に知見をお持ちだということで委員の中から選定いたしました。

5番の臨時委員については、TEDIC 代表理事の門馬さんですが、先ほど申し上げました石巻圏域子ども・若者総合相談センターの受託団体代表として、同時に内閣府の大綱作成の委員にも有識者として参加しておりますので、国の最新情報も得られることも期待して、門馬さんにも参画していただこうと考えております。

梨本会長 ありがとうございます。

委員全員の中から私も含めて3人の委員が調査部会に入り、臨時委員として3月から3名の方をお願いするということになりました。

本人の御了承は得ておりますね。

事務局 御了承いただいております。

梨本会長 それでは、事務局の案について、ほかに何か意見はありますか。

また、スケジュールや新計画の方針も示されましたが、次の計画のあり方など何でも結構ですので、なにかありますか。

会議も長時間になってきてますので、そろそろお疲れとは存じますが、気になることがあればこの機会に出していただいて、質問はよろしいですか。

各委員 (質問なし)

梨本会長 では、事務局の説明もありましたが、3月から進めていくことで御承知いただいたということでしょうか。

予定していた議事、報告事項を終了いたします。

委員の皆さんから情報提供等がありましたらお願いいたします。

各委員 (なし)

梨本会長 では、進行を事務局へお返しします。

司会 梨本会長、長時間にわたり、議長をお努めいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度宮城県青少年問題協議会を閉会いたします。本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。